

ビザンツにおけるイデオロギーと社会的現実

— H・G・ベックの若干の研究に寄せて —

渡 辺 金 一

今からほぼ二十年前、ミュンヘン大学教授ハンス・ゲオルク・ベックは、かれの研究領域であるビザンツ学の第二次大戦後における驚くべき活況について概観を試み、当期せずして相継いで陸続と現れたいくつものビザンツ史概説を、それぞれについて特色づけつつ、位置づけをおこなった。⁽¹⁾ それ以後今日まで関した歲月のなかで、ビザンツ研究はさらに重要な進展を遂げた。この進展にベックがいくつもの研究を通じて特別の寄与をなしたことは、周知のとおりである。かれはこのたび、一九五二年以来種々の専門雑誌、記念論文集、学会およびアカデミーでの報告録、などに発表した十九の論文を、かれ自

身の「序言」および「索引」を附して公刊したが、これを繙くと、いまのべたかれの寄与のほどが一目瞭然と看取できる。かれの研究は今日のビザンツ学のほとんどすべての領域を網羅しているが、⁽²⁾ これらの業績、ことにビザンツ国制史および社会史関係の諸論文——なおこれに、⁽³⁾ ビザンツ人の国家観についての新しい一寄与を加えなければならぬ——を読むと、ビザンツ学のこの研究分野に新たな転機がおとずれたことを、もはや何人も否認ないのではないか、と私見される。事実ベックは、そこで、ゆきとどいた史料検討のうえにたつて、今日大部分のビザンツ研究者のあいだでなお支配的な見解を徹底的な批

判の対象にとりあげ、今後の研究に新しい道——と私は思われるのだが——を示したのである。

ベックが国制史および社会史関係の諸論文のなかで扱っている基本問題は、なかならずつぎの三点に要約できよう。

一、イデオロギーの問題

ベックは論文集の「序言」のなかで、今日のビザンツ学が孜孜として努めてきた「ビザンツ世界のイデオロギー化」のゆき過ぎを戒めるとともに、いままですべてをそこに氷解させていたビザンツ皇帝理念に、それにふさわしい地位をあらためて附与しようと提案する。かれのことばをかりれば、「イデオロギーの領域で従来得られた認識を、ビザンツの現実在即して測り直す」(「序言」)ことがそれである。ところでこの「現実」とは、国制史(Verfassungsgeschichte)的および社会史(Sozialgeschichte)的研究を通じて、新しく獲得されねばならない。そこから、歴史的事実を史料に即して確定すべき課題を帯びた、更なる研究分野として、

- 二、国制史研究、
- 三、社会史研究、

が開けてくる。

なおこの場合、国制史なる言葉のもとにベックが理解するのは、制度史ではない。それは、「支配という観点からなされた *Gesellschaftsgeschichte*」(*Res publica*, S. 9)であり、例を他にもとめるとすれば、今日のドイツ中世史家たちの間でおこなわれているような問題設定の視角があげられよう。とすれば、国制史とは、ベックの思考のなかでは、社会史と分ち難くむすばれている、といえよう。

以下の叙述は、ベックの国制史的、ならびに社会史的提案について筆者なりに問題点を整理し、今後の討議の出発点にするとともに、この作業を通じて筆者自身の問題意識をもあわせて再検討するという二重のねらいのもとに書かれた。

思うに、ミュンヘンのビザンツ学の、今後もけっしてふたたび到達されることのないであろう偉大な研究成果の一つは、つぎの点にあるといえよう。すなわち、ミュンヘンのビザンツ学は、ビザンツ皇帝の官房で用いられた公文書の周到な文書学的研究を通じて、ビザンツ皇帝理念がこの帝国の対内・対外政策を一本の紅糸のように

(3) ビザンツにおけるイデオロギーと社会的現実

貫通していることを明らかにしたのである。この点でベックの、ビザンツ皇帝理念の妥当範囲を無制限かつ無限定に押しひろげるべきでないという主張は、ミュンヘン・ビザンツ学が自らに課したきびしい戒めとして、受けとられるべきである。ミュンヘン・ビザンツ学の自戒という表現を私はここで用いたが、それは、つぎの事情を顧慮するとき、けっして不当だとはいえないであろう。ベックがその「序言」のなかで、かれがビザンツ帝国の国制史的現実についてのこの主張に到達したのは、一九五九年現役をしりぞいたミュンヘン大学ビザンツ学の前任者フランツ・デルガーと多くの議論を重ね、後者の完全な賛同を得た末である、と記している事情がそれである。

いずれにせよ結論的に言って、ベックの国制史的・社会史的考察方法は、ビザンツ帝国の社会経済史に関する従来の理解に、結果するところ甚大な訂正をもとめるもの、と考えて間違いないであろう。思うに、一口にいって従来のビザンツ社会経済史研究は、意識的に、ないし無意識・意識下に、同時代の中世西ヨーロッパの歴史的發展の「基本過程」を眼前にうかべ、「中世都市」、「グ

ルントヘルシャフト」、「レーエン制」、「封建制」のごとき、中世西ヨーロッパの歴史的發展を素材にしてつくりあげられた諸概念を、無批判にビザンツの現実に移してそれを理解しようとする誤った——と私には思えるのだが——道をあゆみつづけたのであった。

ベックが提示する新しい考察方法の諸点について、つぎのごとく要約することができよう。

一、ビザンツ皇帝理念について

ベックはビザンツ皇帝理念をめぐるイデオロギー問題の全コムプレックスを種々の異った観点から考察すべきことを主張する。すなわち、

(1) かれはいう、「皇帝理念は、その都度の情況のもとでつねに、グラウベンが一般的に演ずるところの、第二次的な役割を果しえたにすぎない。権力政策的に遂行されたところは理念上でも合致していると主張するあの役割を、」と。そしてかれはつぎのように結論する、「皇帝理念は、国制史の経過そのものからは、さして重要でないもの、事後説明的な機能をもった一要素として、削除することができ、」と (*Res publica*, S. 10)。

(2) それにもかかわらず、「皇帝理念はビザンツ人の歴

史的な日常生活アムルタールの繰り返しのなかで」(ibid.) 一つの中
心的な地位を占め、皇帝およびその臣下たちの態度に広
般な影響をおよぼした、ということができよう、とベッ
クは主張する。

(3)かれはさらに、ビザンツ皇帝理念の担い手の問題の
重要性を強調し、「皇帝理念の連続性の担い手たる文人
層リテライの社会的意義を、一度解明してかかる」(Res publica,
S. 101f.)のが、まさにビザンツ学の今後に課された課
題であると指摘する。

ベックがここで、皇帝理念とビザンツの政治的・社会
的現実との関係についておこなっている考察は、きわめ
て意味深く、今後の研究に一つの全く新たな問題提起を
なしたものといえよう。

(1)および(2)を一括して、私はつぎのように結論づけて
差支えないと考える。すなわち、ベックは、ビザンツ皇
帝理念を、それがまさに現実とふれあう二つの地点(端
的)にいて、革命と日常生活)において、換言すれば、
この政治神学が神学として存在することを止め、イデオ
ロギーとしての神学に転ずるまさにその点において見極
めようとしている、と。しかしながら、イデオロギーと

い、イデオロギーの問題、別の言葉で敷衍すれば、ビ
ザンツ帝国におけるイデオロギー的全構造そのものを問
う問題は、なお手をつけられぬままにのこされている。

(3)についていえば、すでに上に記したとおり、ベック
は、皇帝理念の連続性を保証する文人リテライカ・知識層インテリゲンツィアの役
割を重視する。さらにはまたこれと並んで、政治的に極
めて醒めた、コンスタンティノープルという大都会の住民、
さらにはまた、古ローマの元老院の權威を片時も忘れた
ことのない、おなじく首都の貴族層、を指摘する (Res
publica, S. 12)。そのうえ、ベックは、皇帝理念とは紛
うかたなく区別された国家意識がビザンツ帝国には存在
し、その歴史の全過程を通じて存続したことにおよぶ。
この最後の点から、かかる国家意識の担い手となったの
は、いかなる社会層か、という新しい問題が生じよう。
吾々は以上のベックの指摘から、ビザンツ帝国における
さまざまなイデオロギーとその担い手の問題について、
新しい研究領域が拓けたことを思うべきである。⁽⁴⁾
ともかくこうして、イデオロギー問題を、従来なされ
た以上にさらに一そう深化させねばならなくなった。私に
は、この学問的課題の緊急性は、ビザンツ帝国のような

歴史の一国家を歴史的研究の対象とする以上、至極当然のように考えられる。何故ならば、ビザンツ史とは、ベックが別の関連でのべているように、「形而上学的基礎を有する一帝国の歴史、であり、一個の contingent な政治的形成体にすぎない一国家形態が絶対的に指定されている」⁽⁵⁾からである。おそらく同様の観察は、同時代の中国帝国にもむけられうるのではあるまいか。というのも、ビザンツ、中国、のいずれの帝国も、つぎにのべる「若い」諸民族とちがって、すなわち、中世初期の歴史の経過のなかではじめて、国家とよんで差支えない形成体をつくりあげた諸民族（一方でゲルマン人、スラヴ人、アラブ人等、他方で日本人、朝鮮人等）とちがって、古代の世界帝国の中世における後継国家であり、かかるものとして、古代帝国で完成された世界帝国の理念を古代の古典文化ともども継承し、それを発展させたからである。

二、つぎに、ベックのいま一つの試みである、ビザンツ帝国の伝統的画像を、国制史的考察に基いて決定的に訂正の筆を加えようというねらいに移ろう。そこでまず、かれの、バイエルン・アカデミーでの報告、「コンスタ

ンティノーブルの元老院と人民⁽⁶⁾」をとりあげなければならない。

かれは、ローマ皇帝権からビザンツ皇帝権への転化の本質が、一口でいって、後者が、大都市コンスタンティノーブルと向いあい、その結果この地中海的首都の住民大衆と、たえず関係せねばならなくなった点にある、と考える。かれによれば、古代末期の軍隊皇帝権の馴化⁽⁷⁾がおこなわれたのも、まさにこのコンスタンティノーブルを舞台にしてであった（もともとこの場合、ビザンツ帝国の対内的対外的諸情勢と密接にからみあつてのうであるが）。かれはいう、コンスタンティノーブルのこの人民はただたんに自らの、大衆としての固有のちからを意識したばかりでなく、憲法上からも（もちろん「書かれざる」自分が元老院と並ぶ皇帝選挙権者であることを知りぬいていた、と。ベックはさらに、皇帝選挙権者としての首都人民が、選挙後に完全に舞台から退くどころか、自らの選挙した皇帝の統御機関としての自覚をもちつづけ、元老院と並んで自らにも、一たんえらんだ皇帝をふたたび廃位させる権限（したがって「法律的手続きをふんだ」⁽⁸⁾「革命」）を主張したことを、コムネ

ノス朝出現の十一世紀までのビザンツ史の展開にそくして史料的に跡づける。なおかれによれば、コムネノス朝の成立を転機に、人民は、そして元老院もまた、すくなくとも憲法上の機能遂行機関としては(したがって、危急存亡にさいしての、人民の、力による現実上の介入ではなく―これはつねに繰り返された―)、前面から消え去るのであった。

相互に拮抗しあう政治的諸勢力を内に含んだこの特異なビザンツ帝国の構造はいまや、ベックによって、従来ヒエラティッシュに硬直しきつたものとして画かれてきたあの伝統的な絶対的専制国家像と代置されるに至る。おもうに、かれの研究が到達したこの成果は、ただたんに、五世紀中葉から十一世紀におよぶ時期、つまり、かれの見解によれば、かかる構造が全体として機能しつづけることができた時期、を有効な射程距離内におさめているばかりではない。すでにこの時期についても、この成果によって吾々は、今日のビザンツ学がこの時期内におこった行政組織とその変化にあたえるのをつねとして、いる幾多の解釈にいま一度徹底的な再検討を加えるべく、当然のように促されるであろう。そして事実ベックは、

いわゆる「ヘラクレイオスの」行政改革について、これをおこなっている(2)。そればかりではない。この成果はさらに、時代的に先行したいわゆる軍隊皇帝権、換言すれば、その正統性を最後のには軍隊による承認に負っている皇帝権(なおこのように規定すると、従来 *Soldatenkaiser* を武將皇帝と訳していた慣行は妥当性を失おう)を、ディオクレティアヌス・コンスタンティヌス帝をもって終了させず、さらにそれを越えて五世紀中葉まで存続させることを、吾々に要求する(もっとも、ベック自身も認めるとおり、ホノリウス・アルカディウス両帝の場合、および、テオドシウス二世の場合には、不明確さがつきまとう)。さらには、この軍隊皇帝権とは、国制史的観点からすれば何を意味し、また、その間形成された後期ローマ・初期ビザンツ時代の官僚制的行政機構のなかでどのように機能したか、が問われねばならなくならう。

この最後の問題は、つぎの点を顧慮するとき、一層切実さを増す。すなわち、同じベックは他の一論文(8)で、ビザンツ帝国で「皇帝につぐ第二の人物」(イスラム国家の大ヴェジールに匹敵できる)を言いあらわすさまざま

(7) ビザンツにおけるイデオロギーと社会的現実

な名称を手がかりに、複雑な、ほとんど見渡しえないほどの国家の諸機関相互の関係は、いかに、そして、誰によって、調整され、その結果、行政と政治の遂行が統一的に定められたか、を究明しているからである。

他方、後期ビザンツ時代についても、ビザンツ帝国の十一世紀以後のいわゆる「封建化」とは、国制史的になにを意味したのか、を問う必要が生じて来るであろう。

三、つづいて第三の問題にすすまなければならぬ。ビザンツ皇帝権はいかにして獲得され、いかに行使されたのであろうか。もはや皇帝理念と関わらしめるだけでは、ベックによれば、なんら問題の解決に資さないことが明らかとなった。

この場合決定的なのは、かれによれば、社会史的・国制史的諸勢力、なかでもコンスタンティノープルの人民であった。首都住民が皇帝選挙において真の選挙権者としての役割を演じたとするなら、かれらはいかなる諸社会層から構成され、またこれら諸社会層は相互にいかなる関係にたったであろうか。

この問いに答えることが、とりもなおさずベックの提唱する社会史的研究の課題であり、とくに、ビザンツの

ゲフォルクシャフトを扱った一論文⁽⁹⁾、および、コンスタンティノープルを社会史的に考察したいま一つの論文⁽¹⁰⁾が、この課題に密接に関わってくる。

第一の論文に関して言えば、ベックはここで、帝位僭望者が自らの周囲につくりあげた人的結合を取り上げる。かれによれば、帝位僭望者はこのゲフォルクシャフトを支えとして支配権に達しようと努めたのであり、万一それに成功すれば、このゲフォルクシャフトを、いずれにせよ欠きえない官僚制に対する一対抗勢力として機能させたのである。

もし事態がこのようだとすると、私には増淵龍夫の中国古代社会史研究が頭にうかぶ。かれはその論文集⁽¹¹⁾のなかで、戦国時代(紀元前四八〇—二四九年)の中国社会には、民間的なジッテの紐帯にもとづく数多くの人的結合が地方の有力者を中心に形成され、これが当時の支配的な社会現象となったこと、これら人的結合の一つである、未来の漢朝創設者劉邦の集団が秦帝国を最後の的にたおし、新たな世界帝国を樹立したこと、を明らかにした。しかしながらかかる比較の試みをどこまでも押しすすめることはできない。後期ローマ・ビザンツ帝国と、中

国帝国とでは、それぞれをとりかこむ文化地理的な環境は基本的に相違する。前者がすぐれて地中海的であるのにくらべて、後者はつねに大陸的であり続ける。このことを理解するためには、つぎの基本事実、つまり、中国帝国では、ほとんどいづれの革命も、つねに繰り返し広般な農民階級の蜂起によって推進され、かれらによって終局的に現存王朝の倒潰と新王朝の出現にみちびかれたこと、を想起すれば充分であろう。

これに反してビザンツ帝国にあっては、ベックが上記の諸論文を通じて示したごとく、「革命」が演ぜられた舞台は、窮極のところ大都市コンスタンティノープルでありつづけた。ここに住む、すぐれて地中海的な住民が、政治的転覆のさいには、決定的な役割を演じたのである。もちろんビザンツ帝国に、少からざる農民が参加した諸蜂起があったことは事実である。しかしながら、そのなかに、すぐれて農民的なものを読みとることが果してできるであろうか。そしてこれら蜂起の少くとも若干について、首都市民の革命に対比できるような農民蜂起を推論できるであろうか。問題はなお未解決のままである。ベックがビザンツ首都について画き上げた特徴は、私

をしてビザンツ大都市を、中世初期の西ヨーロッパ都市とよりはむしろ、同じ時代のイスラム都市と同列に並べたい気持ちにかりたてる。いずれにせよ、かれがコンスタンティノープルについて指摘した基本的諸相貌を、アラブ人が建設した大都市の考察においてホイリスティッシュに役立てることは、その成果に期してまつべきものが少くなからう。そしてそこから、この中世初期の、全地中海にわたる都市生活を総合的に把握する途もひらけてこよう。⁽¹³⁾ その場合、つぎの事実がこの都市比較論の基本的前提をかたちづくるであろう。

それは、地中海的人間存在にとつて、都市が疑う余地なく中心的意義を有した、ということである。ここには、政治的・経済的・文化的活動がすべて集中していた。社会の支配層は、それがビザンツの官職・奉仕貴族、さらには元老院貴族であれ、アラブの戦士貴族であれ、ここに「聚住」(συνοικισμός)した。たしかにビザンツ帝国では、これとは別種類の貴族—ベックはこれを血統貴族と名付け、さらに細かい区分をおこなっている—⁽¹⁴⁾が存在した。しかしながらベックもいうとおり、十一世紀までの中世初期において、「たといかれらが国家の官職と関

わりをもった場合でも、中央政府の政治に参与するよりは、屬州での長官職および軍隊指揮官職に就任するのが圧倒的であった。」(Konstantinopol, S. 19) 屬州貴族は「いずれにせよ、そう華々しい存在ではない。ケカウメノスの「ストラテギコン」から読みとることができるよう(15)に、その心中にはむしろ、満たされない野望と諦念との交錯がつけねにつきまとう。かれは、自らのぞんだにせよ、あるいはのぞまなかったにせよ、政治の中心地コンスタンティノープルから遙かに離れて住む。かれはひきつづいて地方にしりぞき、それによって、政治の流れに関わることを放棄してしまう。それは丁度、マックス・ウェーバーが、オデュッセウスの父である古代ギリシアのイタカの王ラエルテス(オデュッセイア、一の一八四以下)についてのべたとおりである。コンスタンティノープルの都市生活のもつ吸引力がいかに絶大であったか。これを認識するためには、ただ、ビザンツのゲフォルクシャフト制の場合を想い浮かべるだけで充分であろう。それは、西ヨーロッパ中世のゲフォルクシャフトに決定的であった土地所有の下賜との結びつきを失い、コンスタンティノープルという大都市の領域の真直中において、

自己の役割を果たしたのである。

ベックの社会史的研究は、もちろんコンスタンティノープル社会の上層部に限られず、中・下層をも取扱うとともに、これらすべての社会層を垂直に貫流する上昇・下降運動を強調し、それを表現するために社会学の術語 social mobility の援用をもってしている。かれによれば、かかる流動性を条件づけた基本要因は、ビザンツ皇帝権そのものもつ不安定性にあった。

こうして都市の社会学が提唱された以上、これと比較できるような農村地方の社会学、さらにはこれに加えてビザンツ帝国における軍隊の社会学について、ベックから聞きたいと思うのは、けっして過大な要求ではあるまい。ことコンスタンティノープルの住民についてベックはすでに、中世初期の地中海大都市市民という人間類型のもつ変転きわまりなさを語った。然らば、ビザンツ農民およびビザンツ兵士について社会学的にいかなる人間類型を想定できるであろうか。ビザンツ農民ないしビザンツ兵士は、いかなる政治的・経済的・文化的関連のなかに自らをインテグレートさせているのか。ビザンツ社会のこの三側面の問題に対する解答はビザンツ社会その

ものより深い理解に全体として本質的に寄与するところがあるであろう。しかしながら、第四の側面であるビザンツ教会の社会学なしには、問題の連鎖は完結しないであろう。

ビザンツ教会を含む無数の問題は、すでにベックの浩瀚な書物のなかで網羅的にとりあげられた⁽¹⁷⁾。それらの多くについてなお一そう詳細な展開を知りたいと思うのは、あながち私だけではないであろう。たとえば、国家と教会との関係について(ベックはそこで、両者は「神秘的な統一体を、救済されたキリスト者の生そのものの二側面を形成している、」と記している、*ibid.* S. 1)。あるいはまた、教会における皇帝の地位について(かれはいう、「教会における皇帝権力は教会「伝統」(*Traditions*)の一要素であり、したがって一種の精神財であり、この精神財はただ他の「諸伝統」(*Traditions*)によって、一定の変更を蒙りうるのである、」と *ibid.* S. 36)。さらには、ビザンツ教会が *National- od. Volkskirche* であるというベックの指摘に、特に注意をむけたいし、それについてかれからとくに詳細な説明を聴きたいと思う。なぜなら、ビザンツ教会のこの性格は、社会的にも条

件づけられているように思われるからである。

ベックはすでに前述の論文 *Konstantinopel* において、つづいて特にはそのために書かれた個別研究⁽¹⁸⁾において、ビザンツ聖職者層およびビザンツ修道士の一連の注目すべき諸特徴を指摘した。かれはそこで、社会的、経済的観点からすれば同質ならざる聖職者層をまとめあげることができるような、特別の「聖職者的」な団体意識は欠如していること、ただネガティブな標識として、この身分にはさまざまな法的制限が附着しており、そこからこの身分が社会では低い評価をうける結果が将来されたこと、を主張する。かれが強調するのは、ビザンツ聖職者層には、西ヨーロッパ中世にみられたような、この階層に精神的まとまりを与えうるものとしての、相対的に統一的な、神学的教養過程が欠如していた、という事実である。それとは反対に、ベックによれば、ビザンツ聖職者層は、その階層構成の点で、この帝国の世俗的部分に決定的な区分、すなわち、プロレタリアートおよび細民から「中層」(*Mittel*)を経て「有力者」(*Obwohl*)および「貴族」(*Adel*)にいたる区分、と寸分もちがわない区分を再現する (*cf. Kirche und Klerus*, S. 23) と

ともに、個々の聖職者は、自らが社会学的に所属するこれら世俗的諸階層の一つと運命を分有する。換言するならば、聖職者の一部は、「皇帝の奉仕貴族に固有の——(つまり構造的な——筆者)——不安定性と流動性」(Konstantinopel, S. 26)にひきこまれるであろう。他の一部は、一見奇異ながら、他ならぬ首都の文人層の決して些細ならざる構成部分をかたちづくるであろう(Konstantinopel, S. 25)。この文人層こそは、ベックによれば、ビザンツ社会内にすぐれて世俗的な特徴をきざみこむべく、与って力ある要因だった(Konstantinopel, S. 24)。

第三のグループは、Leutpriester たちである(後述)。ベックは、ビザンツ聖職者についてみられたと平行の現象がビザンツ修道士にも読みとりうることを強調する。すなわち、「共通の理念、および、世俗社会への働きかけという共通の指導表象、をもった共同生活こそ、同時代の西方の多くの修道院に比類を絶した推進力を附与した原動力であるが、これはビザンツでは広く欠如していた。」(Konstantinopel, S. 29)かれによれば、このビザンツ帝国では、修道士は身分としては、社会学的にみて、「強制状態」(「退位・退職させられた者たち」の逗留場

所として)であった以外に、たかだか、より上位の経歴への跳躍台として機能したにすぎない(たとえば、主教職志願者にとって)。いずれにせよ、「首都市民の並外れた政治的情熱、諸党派の絶え間ない葛藤、有力者の取り巻き連中の鞆当て、そしてこれら人間の辛辣かつ皮肉な〈世界観〉。これらすべてはかれらに、広般な修道士化への道を歩むことをゆるさなかった。ビザンツの観点からするならば、教養理想は非修道士的であった。」(Konstantinopel, S. 30)

しかしながら、社会学的に見たさい、私自身なによりも関心をひかれるのは、下層聖職者である Leutpriester の存在である。かれらは、「とどのつまり、リトルギー、洗礼、埋葬、の執行者である」が、さりとてその不十分な教会収入ゆえに、「手工業と商業、要するに世俗職業で、しかも尊ばれるよりは蔑まれた部門の世俗職業で働く姿がよくみかけられる」存在であった(Konstantinopel, S. 28)。この Leutpriester は首都の生活において、しかしながらまた風州都市と農村地域の生活において、いかなる役割を果たしたのであろうか。これら貧しい聖職者の圧倒的多数が、政治的・文化的中心地コンスタンティ

ノールを遠く離れて、属州の一般人民とともにつましい日常生活を送ることを余儀なくされたことは事実である。しかしながら、かれの状態を問うことは、コンスタンティノールの教会上層部の社会史を考察することにおとらず興味をひく。そしてこの関連で、ビザンツ聖者のあの特異な一カテゴリー Saloi に関するヘックの言葉を引くことは、あながち不適切ではないであろう。なぜならば、それは、たとい斜めからなりにせよ、ビザンツにおける農村生活のこの問題集積に対し、光りを投げけるように思えるからである。

「私にはこれら Saloi の伝説から、とくにかれらのおこなったはたらきかけの叙述から、つぎのことが浮き彫りになるとおもふ。ここビザンツでは、たとい常軌を逸したとはいえともかくも新しい Sealsorge の一形態がさがしめとめられたこと、これら Saloi は、その行動を通じて、意識すると否とに拘らず、聖職者層の下層人民放置⁽¹⁹⁾に対し異議申し立てをおこなったこと、がそれである。」

(1) H.-G. Beck, *Byzanz. Der Weg zu seinem geschichtlichen Verständnis*, Saeculum V (1945) S. 87—103.

(2) H.-G. Beck, *Ideen und Realitäten in Byzanz*. Gesammelte Aufsätze. London 1972. 111—112 集録された

論文は1章の諸章のものと配分がれている。ZUR GESCHICHTE DER BYZANTINISTIK; THEOLOGIE, KIRCHEN- UND GEISTESGESCHICHTE; ALLGEMEINE GESCHICHTE; VERFASSUNGS- UND SOZIALGESCHICHTE; LITERATURGESCHICHTE.

(3) H.-G. Beck, *Res publica Romana. Vom Staatsdenken der Byzantiner*. [Bayerische Akademie der wissenschaften. Phil.-Hist. Kl. Sitzungsberichte Jahrg. 1970, 2] München 1970.

(4) ヴァンはずにかれの「論文」*Zur byzantinischen "Mönchschronik"* (1965) *Ideen und Realitäten* XVI. S. 194f. において、ケオルギオス・モナホスのらわゆる修道士年代記を例証としてあげながら、「年代記作家たちは程度⁽²⁰⁾の差はあっても神学的に色づけられた傾向をもっているが、それにも拘らず、それによって帝国全体に対する関心が曇らされることはなかったし、皇帝大権そのものの不変性に対する洞察が乱されることもなかった」「とし、さらにつづけて言う、「年代記作家たちは、自分たちにとって必ずしも好ましくない統治の個々の局面がたまたま存在するにしても、それを越えて、忠実なビザンツ人でありつづける。かれらの反対は「基本的には」「皇帝」(πατριάρχης)と「國家」(ροσπρέλα)の区別とらう、ビザンツ國制史で省

みられることのみならず、区別から来ている。オキオンギオスにおける個別的特徴にすぎず、あまり明確に現れていない点は、聖像崇拜派の信奉者たる修道士テオオムネスにおいて、とくにはっきり現れる」と。そしてテオオムネスのかかる態度を、「かれの社会的出自とかれの社会的交際範囲」に遡らせることを主張する。

(5) H.-G. Beck, *Antike Boreitsamkeit und byzantinische Kalllogia*. (1969) *Ideen und Realitaeten* XV. S. 101.

(6) H.-G. Beck, *Senat und Volk von Konstantinopel. Probleme der byzantinischen Verfassungsgeschichte*. (1966) *Ideen und Realitaeten* XII.

(7) H.-G. Beck, *Senat und Volk*. S. 29f. 「軍事・民政権を一人の手、しかも軍人の手にゆだねる、テマ制と称される、七世紀以来の行政の高度の軍事化をひきありに出す」とも、決定的反証とはならぬ。テマ制は一個の風州組織にすぎず、私の見限り、中央の帝国国制と帝国行政の構造的変化ではない。このコンスタンティノープルでは、両権限のこの集中に見合うような唯一つの機関も成立してゐない。そして、Paradynasteon (いさむ) 皇帝につぐ第二の権力者——訳者) のもとでの中央行政の事実上の調整もまた、なんらこのような見解の傍証たりえぬ。なぜならば、ほとんどすべての Paradynasteonites は文官経歴者から輩出したものだからである。」

(8) H.-G. Beck, *Der byzantinische "Ministerpräsident"*.

(1955) *Ideen und Realitaeten* XIII.

(9) H.-G. Beck, *Byzantinisches Gefolgschaftswesen*. (1965) *Ideen und Realitaeten* XI.

(10) H.-G. Beck, *Konstantinopel. Zur Sozialgeschichte einer früh-mittelalterlichen Hauptstadt*. (1965) *Ideen und Realitaeten* X.

(11) 増淵龍夫『中国古代の社会と国家——秦漢帝国成立過程の社会史的研究——』東京 一九六〇年。

(12) エキノン帝国における社会対立・闘争の問題は今日まで、この「ほとんど」の研究者たちの独擅場である。かれらは問題の解明のために多くをあたふたした。その研究材料については、この展覧を参照せよ。3. B. Удалцова, Г. Г. Литаврин, *Советское византиноведение в 1955-1960 гг.* ВВ. XXII (1963), стр. 24-29 (Проблемы истории классовой борьбы); 3. B. Удалцова, *Византиноведение за 50 лет*. М., 1969, стр. 215—224 (История классовой борьбы); А. Р. Каздан, et Z. V. Удалцова, *Новыегиа трудах де савантс советских сир Ристоре економике ет социале де Визансе*. (1958—60) ВВ. XXXI (1961) p. 187—207; А. Р. Каздан, *La byzantinologie sovietique en 1964*. ВВ. XXXVIII (1968) p. 298—308; Id., *La byzantinologie sovietique en 1966-1967*. ВВ. XXXIX (1969) p. 508—532; Id., *La byzantinologie sovietique en 1968-1969*. ВВ. XLI (1971)

p. 520—544.

フランク・ビザンツ学の長老ポール・ルメルも、関係史料を引用して「ストラヴトマスの反乱をたどりつつて解明」しようと努めた。P. Lemerle, *Thomas le Slave, Traaikh et Mémoires* [Centre de recherches d'histoire et civilisation byzantines] I (1965) p. 253—297.

このルメル論文に対するソヴエト・ビザンツ学からの反響については、A. П. Каздан, *ВВ, XXX* (1969) стр. 278—280 を参照せよ。これらの諸著作にも拘らず、依然として私には、ただ単に個々のビザンツ農民の夫々の反乱に対する態度決定のみならず、ビザンツ農民層全体のそれに対する動向を詳細に説明する課題がのこされているように思われる。

(13) ヤツトはすて G. E. von Grunbaum, *Islam, Essays in the Nature and Growth of a Cultural Tradition*. University of Chicago Press 1955 の書評におよぶ。同じような指摘をおこなった。「吾々が関心しているのが、(ビザンツとイスラム—訳者) 共通の基本的生活構造とその文化的・国家的表現形態であること」を、おそろく将来「従来おこなわれてきた以上に顧慮せねばならなくなるにちがらざる」と。同じくヤツトは、「ビザンツとイスラムとの「驚くほどの精神的風土の類似性」はいつまで、さくつかの例証におよぶ」*BZ XLIX* (1956) S. 429—431. その他「ビザンツとイスラム・オリエンツとの文学領域での交

流にかんするヤツトの指摘参照。H.-G. Beck, *Geschichte der byzantinischen Volksliteratur*. [Byzantinisches Handbuch im Rahmen des Handbuchs der Altertumswissenschaft. T. II, Bd. 3] München 1971, S. 11.

(14) *Konstantinopel*, S. 18f. (1) 「海外な富を、主として土地所有としようかたきで有する風州の強大な家柄」(たとえば、エジプトのアビオン家)。「それらのつくつかは、かつての自立的グルントルルおよび前ローマ時代のガウ支配者の後裔とみなしえよう」(2) 「おそろく三・四世紀の経済的危機の過程で、コロヌス制を推進させ、ントロキニウム関係を組織化することによって、支配的地位にのしあがった」他のグループ、(3) してさうして、「数世代にわたって風州で富を集積した結果、在地にクリエントスを多数擁することができるようになり、貴族、血統貴族」とよび取りほか適当な名称が見当らないほどの地位を獲得するに至った」いま一つのグループ。

(15) ケカウメノスが本来、厳密な意味での「ビザンツ人」ではなく、アルメニア貴族であったという異論は「Г. Г. Литварин, *Советы и рассказы Кекамена. Сочинение византийского половецка XI века*. Подготовила Текста, введение, перевод и комментарий Г. Г. Литварина. М., 1972, стр. 55. にちつてめはを支持し難らふのになつた。リタヴリンによれば、「ストラテギコン」の著者はテッサリアないしマケドニア南部の出であり、ただ

- 父方の祖先がアルメニア人にすぎない。ケカウメノスの「ストラテギコン」をめぐる議論については、拙稿「ビザンツ封建制の諸問題」『ビザンツ社会経済史研究』東京一九六八年、七頁、一六頁以下をみよ。
- (16) マックス・ウェーバー『古代社会経済史—古代農業事情—』東京一九五九年、渡辺金一・弓削達訳五四七頁。(原頁 S. 105)
- (17) H.-G. Beck, *Kirche und theologische Literatur im byzantinischen Reich*. [Byzantinisches Handbuch im Rahmen des Handbuchs der Altertumswissenschaft, T. II, Bd. 1.] München 1959.
- (18) H.-G. Beck, *Kirche und Klerus im staatlichen Leben von Byzanz*. (1966) *Ideen und Realitäten* XIV.
- (19) H.-G. Beck, *Theodoros Metochites. Die Krise des byzantinischen Weltbildes im 14. Jahrhundert*. München 1952. S. 142.
- [注記] 本稿は *Hitozubashi Journal of Economics* vol. 15 No. 1 June 1974 p. 11—18 に掲載された拙稿 *Ein neues Forschungsfeld der Byzantinistik: Ideologie und soziale Wirklichkeit in Byzanz—Eine Stellungnahme zu einigen Arbeiten Hans Georg Beck's—* の日本語訳である (一九七四・五・三) (一橋大学教授)